



論 說



街路管理に關する收支關係

菊池 慎三

—

道路に關する經費が地方財政の重要な部分を占めることは大都市と其他の公共團體とに依つて少しも異なる所はない。道路の状態は大都市と中小都市並一般公共團體とは可なり差異がある。道路に關する法制及行政は都鄙道路を一括して規律して居り道路としての立場から一貫した方針に進んで居るのであるが、一般道路と街路とに依つて取扱を異にし問題の差異あることを看過してはならぬ。本稿は街路管理に關する收支關係を大觀して街路管理に要する經費は全部街路關係收入を以て支辨すること、即街路關係收支の自給自足の原則方針を確立するを得ないかを研究せんとするものである。而して右の如き問題は大都市街路に付てのみ成立し得るのであるか、中小都市に

適用する場合には多少の斟酌を加ふるを以て足りるかは尙調査を要するのであるが、一般道路には適用し難い事柄であらうと思ふ。

二

街路に於ける複雑なる諸問題は單に道路法制のみの立場から解決することは困難であり不適當であるかも知れない。蓋街路を以て普通に謂ふ所の單なる交通機關と見ることは狭きに過ぎる。都市とは狭少なる地域に極めて多數の建築物の集合する所である。街路は此の多數の建築物の脈絡となり連絡物となる。都市とは街路に依つて結合せられたる建築物の集團である。都市の總面積の二割程度が街路であり、外に公園、廣場、自由空地があり、建築敷地が六七割を占めるものと謂はれる。従つて街路の機能は極めて廣汎であつて、之を交通機關と見る場合も、所謂縦の交通の外に街路と沿道建築物との横の交通就中小賣取引の類が行はれることに注意しなければならぬ。更に都市生活に必要な通信機關、上水、下水、電燈、電力、瓦斯等の管線地下埋設物に依る交通の作用も亦専ら道路に依頼するのである。路面電車、地下鐵道は言ふに及ばない。更に沿道建築物の採光換氣が街路に依つて行はれ、街路幅員が沿道建築を左右するの事實から、街路は沿道建築物に對する光線、空氣の交通機關なりと謂つても誤りはない。都市に於ける街路の機能は極めて廣汎複雑なるが故に、之を通常單なる路面交通機關としてのみ觀察せられて足れる所の一般道路とは、殆ど性質上の差異あり

と云はざる迄も、一層廣汎なる視野から觀察し、且行政の態度を改ためる必要がある。街路の維持管理に當るに際しても、單なる道路行政のみの井蛙の管見と官僚の専門的狹量の犠牲となることは、大都市の廣汎なる公私益の調節統制の上から警戒する所あるを要する。併し此等の詳細は本論に於て立入る考へはない。

三

東京市の街路は面目を新たにした、單に所謂復興街路や復興橋梁が帝都の現代施設として十分な整備を見たわけではない。帝都の既成街路郊外の新設擴築街路も夫々鋪裝せられて帝都復興は街路關係に於て完成を見た。勿論山の手方面やら郊外に於ける街路の新線擴築は、今後巨額の支出を爲して始めて現代の要求に適應し得べく、且帝都の繁榮と伴つて郊外中心地域の施設計畫の必要に迫られて居るものも少からぬのであるが、夫にしても自動車交通の急激なる發達に適應する路面の改良は殆ど驚異的の進展を見たものであつて、最近十年間に於ける帝都街路の變遷は、比類なき急速の進歩であつたと思はれる。此の如き路面改良の普及は帝都復興計畫を定める當時にも、且復興事業執行の中途にも豫想せられなかつた好成績である。現に大正十二年十一月二十四日首相官邸に於ける帝都復興審議會に於て復興計畫に於ける街路計畫の範圍程度に付て伊東巳代治伯は次の如き論議をせられて居る。『一説に依りますると今度は四十二線の道路を拵へるに付、其の道路の面

積の總坪數は何百萬坪になるか知りませぬが、假に二百萬坪として之に鋪裝工事を施して、或は石の道路になるか、アスファルトの道路になるか存じませぬけれども、アスファルトは今日一坪五六十圓致します。之を假に三百萬坪とすると非常な額である。さうして又其道路の維持費は世上傳ふる所に依ると一坪の工事費の二割六十圓掛つたものは六圓を要する。六圓とすれば三六の千八百萬圓の道路維持費が掛かるのであります。市稅收入が震災前千七百萬圓であつたものが震災後六百萬圓に減じたのである。六百萬圓を以てしては道路維持費にも足りない次第であります。』之が當時の審議會をして復興計畫縮少を主張せしめた主要論據であつた。更に又復興事業の進捗中に於て經費の不足を感じた際に於て、一先づ鋪裝工事を後廻じとし、鋪裝は幹線大街路に限つて實行するの方針を立てやうとしたこともあれば、昭和四年の市會議員改選當時に於ても尙江東方面に於て鋪裝せられる街路は千葉街道と永代橋通りの二線に限ると謂はれたものである。復興豫算に餘裕を生じて主要街路の鋪裝を完成し、次で市費を以てする硬質鋪裝殊に市技術者の研究に基づく簡易鋪裝の經濟的施工の途が開かれて、坪當一圓乃至三圓で仕上げるものが出来るので、急速なる路面改良の普及を見ることが出来た。十年間の驚異的な普及の有様は直接の當事者をして、往々にして自失せしめる位である。

四

舗装普及の結果は維持方法に變革を來して、人曳車に依る撤水施設に代へて自動車に依る洗滌方法となり撤水人夫の大減員となり維持費の著しい輕減を見た。東京市の道路維持費は從來六百萬圓を超えた例があつたが舗装普及に依る輕減と物價下落による輕減節約によるもの等の爲二百萬圓以上を輕減し得たのであつて、大東京となつた後尙五百餘萬圓で賄つて居る。舗装道路の維持が市政の上に非常な困難を來すであらうと謂はれた事柄は今更夢の様である。

五

所で東京市に就て昭和八年度に於ける道路關係收支を調べて見ると次の通りである。

科	目	金額	科	目	金額	備考
道 路	費	五、二八八、〇五五	諸 車 稅	稅	一、四七一、八九〇	外都市計畫特別稅 三九八、一七二 區に屬する市稅 七二五、一五二
				報 償 金	一、七三五、三〇三	
				占 使 用 料	一、二四七、二六三	
			損 傷 負 擔 金	三〇、〇〇〇		
橋 梁	費	二一四、九九五	納 付 金	一、三四一、六五二		
渡 船 場	費	一二五、七四七	收 入 計	五、七二六、一〇八		
支 出 計		五、六二八、七九七				

市役所費に屬する
人件費を含みます
土木局配當(参考)

恰かも收支均衡が講じ得られる。此の中納付金は道路關係工事を私人會社等の委託に依つて市が執行するので同額の支出が歳出費額に入つて居る。報償金は瓦斯會社、電燈會社、占使用料には瓦

斯會社、水道會社のものも含まれて居る。東京の場合に於て電燈會社の報償金がありながら、電氣局の供給事業に係る報償金又は占使用料相當額が計算されないのは不合理である。且又私設水道會社の占使用料があつて水道局の占使用料相當額がないのは一般會計特別會計の計算關係上適當と謂はれない。電氣局水道局關係の右の計算を明確にするならば諸車稅即市稅收入に全然依頼しないでも道路關係收支の自給自足が出来るかと思はれる。唯歲出の側に於て鋪裝費そのもの又は其の元利償還費と受益者負擔收入との差額を加ふることが適當であるかも知れない。尙軌道地下鐵道等の占使用料も合理的に決定すべきであらうと思ふが、軌道に付ては從來は道路の新線擴張費を負擔せしめて居るので、之が占使用料に代るものと考へてよいのであるし、地下鐵道は占使用料の負擔に堪え得られない下水道亦負擔能力がないのであるから計算外とすることは止むを得ない。電信電話の爲の占使用料は相當料金を負擔せしめるのが合理的である。私の最後に注意を促さんとする所は、大都市に於ける街路が一般交通機關たるの外所謂特別占使用關係に依つて大都市の限られたる地域に於て街路沿道建築物間の電氣、瓦斯、上水、電信、電話、報知機等の爲にする街路地下の占使用關係者は、全體に於て街路維持費金額を負擔することが相當であり、且負擔するの能力があり、最後に東京市現實の狀勢に若干の進歩改善を加へるならば道路關係收支の自給自足の方針原則を確立し得られるであらうと云ふことである。(八八、五)